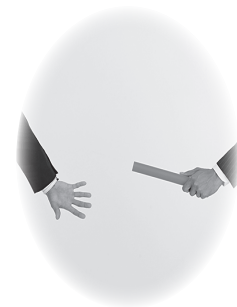


第3章 会社法改正がもたらす 事業承継への影響



高橋 聡

東京都中小企業診断士協会中央支部

1. 会社法改正の動向

2018年2月14日に法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会から「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が公表された。この中間試案は、2017年2月に法務大臣から法制審議会に対しなされた諮問（諮問第104号）に基づき、法制審議会に新たに設置された会社法制（企業統治等関係）部会での調査審議を経て取りまとめられたものである。

中間試案の構成は次のとおりである。

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1部 | 株主総会に関する規律の見直し |
| 第1 | 株主総会資料の電子提供制度 |
| 第2 | 株主提案権 |
| 第2部 | 取締役等に関する規律の見直し |
| 第1 | 取締役等への適切なインセンティブの付与 |
| 第2 | 社外取締役の活用等 |
| 第3部 | その他 |
| 第1 | 社債の管理 |
| 第2 | 株式交付 |
| 第3 | その他 |

中間試案の公表後、パブリックコメントを経て、さらに議論が進み、2018年10月24日開催の第17回会議では「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」について審議されている。この後は、正式に要

綱案がまとめられ、2019年通常国会において改正法案の提出がなされる予定である。

2. 中間試案から見る中小企業への影響

中間試案は、主に上場企業におけるコーポレート・ガバナンスに関する規律の見直しを主眼としている。このため、中小企業経営に直接関係すると思われる事項は少ないが、その中でも事業承継への影響という視点でとらえた場合、次の改正点については、注目する必要があると思われる。

(1) 株主提案権に関する改正案

株式会社は頭数多数決ではなく、1株1議決権の原則（会社法第308条第1項）に基づく資本多数決（会社への資金的貢献度に応じた多数決）が採用されている。しかし、そのままでは少数株主の意思を会社経営に反映する機会がないため、「株主の疎外感を払拭し、経営者と株主との間又は株主相互間のコミュニケーションを良くして、開かれた株式会社を実現」^{*1}しようと、昭和56年の商法改正により導入されたのが株主提案権の制度である。

ところが、最近では本来の制度趣旨からは離れ、この権利を濫用的に行使する事例が見られ、重要議案の審議に影響が出るなど、株主総会の意思決定機関としての機能がかえって害されるといった弊害が生じている。

そこで中間試案では、「提案することがで

きる議案の数による制限」および「内容による提案の制限」によって、不適切な株主提案権の行使（正確には、株主による議案提案権（会社法第304条及び第305条）の行使）に歯止めをかけようとしている。

中小企業においては、経営者一族が円満な関係を構築している場合は、株主総会を開催していないことも多いのが実状である。

しかし、後継者を巡っての派閥抗争が生じると、会社法令違反のそしりを免れるために、多数派は会社法令に則って、株主総会を開催するようになる。一方で少数派は、嫌がらせに近いような株主提案権を行使して、株主総会運営に大きな支障が生じる場合もある。

中間試案では取締役会設置会社を念頭に制限案を列挙しているが、「内容による提案の制限」については取締役会の設置の有無にかかわらず制限を設けようとするものである。

これにより、上記のような嫌がらせに近い株主提案権の行使は不可能になり、多数派による支配形成が容易になる可能性がある。

なお、中間試案においては、「内容による提案の制限」について、以下のとおり4項目を挙げていた。

- ①株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行ったとき。
- ②株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

その後審議が進められ、平成30年10月24日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」（以下、仮案）が示され、平成30年12月12日開催の同部会第18回会議では「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案(2)）」（以下、仮案2）が示された。これらにおいては、上記のうちの①～③は提案

株主の目的に着目した拒絶事由であることから、これらをひとまとめにし、これに上記④を加えて、以下のとおりの記載となっている。

- ①株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第304条の規定による議案の提出又は第305条第1項の規定による請求をする場合
- ②第304条の規定による議案の提出又は第305条第1項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

ところで、株主提案権とは、株主が株主総会の議題・議案を提案できる権利である。非公開会社（株式の譲渡制限がある会社）である取締役会設置会社の場合、原則として総株主の議決権の100分の1以上、又は300個以上の議決権を有する株主であれば、行使することができる。取締役会非設置会社では、議決権比率や数の要件もなく、議決権を有する株主であれば、誰でも行使可能である。

また、取締役会設置の有無に関わらず、議場での議案提出権（修正動議）については、株主総会に参加している議決権を有する株主であれば、誰でも行使可能である。

したがって、今回の会社法改正により、嫌がらせ目的の株主提案権行使に対し、一定の制限が掛けられたとしても、少数株主による株主提案権行使の可能性と、それによる会社経営への影響を予め考慮し、必要に応じ事業承継のタイミングで、機関構成の変更や、株主構成及び議決権比率の調整のための施策を講じることも重要である。

(2) 会社補償に関する規定の創設案

中間試案では、「役員が第三者からの責任追及を受けた場合の費用や、損害賠償を行った場合の損失について、株式会社がこれを補償する契約（補償契約）を、役員と株式会社間で締結することができる」とする会社補償に関する規定の創設案を示している。

中小企業の事業承継の場面では、後継者候補が、株式会社の代表者が負う責任の重さに耐えられず、代表者就任を躊躇するということがある。

中間試案においても、会社と役員との間で無制限に補償契約を締結できるという案にはなっていないが、こうした制度が創設されれば、事業承継を推進する1つの要素にはなり得る。なお、その補足説明において、「役員等に悪意若しくは重大な過失がある場合又はその他役員等の行為の態様等が悪質である場合等には、補償契約において役員等に補償をした金銭の返還を請求することができる旨を任意に規定することを妨げるものではない」とある。

この点につき、仮案および仮案2においては、「補償契約に基づき費用を補償した株式会社等が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする」として、より踏み込んだ規定案としている。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する規定の創設案

中間試案では、いわゆる会社役員賠償責任保険（D & O 保険）に関する規定の創設案を示している。D & O 保険は上場企業においては広く普及しているが、会社法上、D & O 保険契約を株式会社が締結する場合の手続き等については、必ずしも明らかではないため、これを明確化しようという趣旨である。

D & O 保険では従来、株主代表訴訟敗訴時担保特約部分の保険料は、役員個人に対し給与課税がされていたが、経済産業省から国税庁への疑義照会への回答（平成28年2月24日）により、一定の条件のもとで給与課税をせずに、会社負担にすることができることが明らかとなった。

一般的に株主代表訴訟のリスクは、上場企

業のみの問題ととらえがちであるが、実際は中小企業（非公開会社）によるものが8割程度存在する^{※2}。

中小企業における事業承継を考えた場合、先ほどの(2)の会社による補償契約の議論とも重なるが、特に同族株主間の対立が先鋭化している場合は、後継者候補が代表訴訟リスクを考慮して、代表者就任を躊躇する場合がある。

中間試案におけるD & O 保険に関する規定の創設がなされれば、上記の国税庁回答と相まって、今後は中小企業の加入の増加も考えられる。そうなれば、(2)と同様に事業承継を推進する1つの要素となり得るだろう。

なお、中間試案においては、「役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する」としていたが、その後の仮案及び仮案2においては、定義から除外する保険契約として、「いわゆる生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約」としている。

中小企業診断士はこうした環境変化を捉え、後継者が過大な心配とリスクから解放されるようなアドバイスと具体的な手法を提示し、事業承継がスムーズに進むよう道筋を照らしてほしい。

※1 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」14ページ

※2 『事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務第2版』（中央経済社）13ページ

高橋 聡

（たかはし さとし）

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士。東北大学法学部卒業後、本田技研工業株式会社、太田昭和監査法人、監査法人トーマツを経て独立。株式公開支援業務をメインに、会計・税務・労務・企業法務にわたる幅広い視点からの助言・支援業務を実施。著書は『担当者別株式上場マニュアル』（共著、同友館）、『IPO 実務検定試験公式テキスト』（共著、中央経済社）、『ケーススタディ・上場準備実務』（共著、税務経理協会）など多数。

